

コンプライアンス宣言

当センターは、建築確認・検査、適合証明、構造計算適合性判定、工事監理、住宅かし担保保険、住宅性能評価、長期優良住宅審査等に関する業務を通じて、建築物の質の向上と安全性の確保を図り、あわせて建築に関する知識の啓蒙により県民福祉の増進に寄与するため、公平・公正で透明性の高い業務の実施に努めてまいります。

私たちは、これらの業務を遂行するにあたって守るべき重要な事項を次のとおり定め、あらゆる局面において、法令及び当センターの規程のみならず、社会の一員として守るべき社会規範・倫理を遵守することを宣言します。

1 コンプライアンスの徹底

全ての役職員は、法令及び当センターの規定等を遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公平・公正な事業活動を行い、社会からの信頼の確保に努めます。

2 事業活動に関する情報の開示及び適切な管理

当センターの事業活動に関する情報を適切かつ公正に開示し、その透明性を高めます。

個人情報については、法律に基づいて取得・保有・利用し、個人情報をみだりに他に知らせたり、不当な目的に利用しません。また、業務上知り得た機密情報を他に漏洩しません。

3 問題発生時の迅速かつ適確な対応

問題発生時の対応にあたっては速やかに事実関係を把握し、その解決のため迅速かつ適確に行動します。また、同じ問題が起こることのないように再発防止に取り組みます。

4 不当な要求への対応

反社会的勢力からの違法・不当な要求に対しては毅然とした態度で対応します。

制定日：平成24年8月1日

一般財団法人 宮城県建築住宅センター